

宗教の 自由

あなたの権利に関するガイド

日本





「すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。」

—世界人権宣言第18条

日本における信教と信仰の自由

1. 信教と信仰の自由に関する権利とは何ですか？

日本国憲法第20条第1項には、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と規定されています。

この自由には、宗教的信仰の自由、宗教的活動の自由、そして宗教団体を設立して特定の宗教を広めることなどが含まれます。また、個人が宗教を信じるか否か、自身の信仰を明かすか否かを選択する権利も含まれます。

憲法第20条第2項には、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」と規定されています。つまり、人には、単独でまたは他の者と共同して、礼拝などの宗教的な活動や祝典、儀式または行事を行うか否か、参加するか否かを選択する自由があるということです。

2. 信念または良心の自由に関する権利とは何ですか？

日本国憲法第19条には、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と規定されています。人は国家、世界、または人生について、自由にいかなる見解を持つこともできます。国は、人の心の奥底の思想に基づいて不利益を与えてはならず、特定の考えを持つことを制限したり、考えを明らかにすることを強制したりできません。

3. どのような法律によって宗教の自由が保護されていますか？

宗教の自由を保護する日本のおもな法律は憲法です。憲法第20条により、すべての人に信教の自由が保証されています。その条文は、国が宗教上の行為、祝典、儀式または行事への参加を強制することを禁止しており、国およびその機関が宗教教育やその他いかなる宗教的活動もしてはならないとしています。憲法第20条

および第89条により、政教分離が定められています。憲法第20条は、いかなる宗教団体も、国から特権を受けたり、または政治上の権力を行使したりしてはならないとしています。憲法第89条は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対して、公金その他の公の財産を支出、またはその利用に供することを禁止しています。憲法第14条は、信条による差別を禁止しています。

4. 日本の国教は何ですか？

日本には国教が存在しません。宗教の扱いについて、憲法は中立的な立場を取っています。国は国教を設立することが許されていません。

5. 信教と信仰の自由に関する権利が侵害された場合に何ができますか？

信教の自由が侵害された場合、影響を受けた人は訴訟を起こすことができます。例えば、公立小学校に通う生徒が、日曜日に父親の開催する教会学校の授業に参加するために同日に開催されたクラス参観を欠席したことにつき、家族は東京地裁で訴訟を起こし、小学校を設立および運営する都に対して、生徒の欠席扱いの訂正と損害賠償の支払いを要求しました。裁判では原告側の主張は認められませんでしたでしたが、侵害の性質によっては個人でこのような訴訟を起こすことができます。

公共の場における宗教

6. 公の場において、自分の宗教観を表明できますか？

はい。公の場で自身の宗教観を表明することは、憲法第20条で保護されています。そのような表明は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定する憲法第21条によっても、表現の自由として保護されます。

7. 自分の信念をほかの人と分かち合ったり、宣べ伝えたりできますか？

はい。憲法第20条により、人には、単独でまたは他の者と共同して、礼拝や宗教的な祝典、儀式、行事、その他の宗教的な活動を行う自由が認められています。

8. 宗教法人や宗教団体に参加できますか？

はい。憲法第20条により、人々は宗教法人や宗教団体に自由に参加できることが規定されています。

9. どのような政府当局が宗教法人を監督していますか？

宗教団体は、宗教法人法に基づいて、宗教法人として設立することができます。文化庁が、宗教法人を監督する主要な行政機関です。

職場における信教の自由

10. 信教の自由は、雇用者と被雇用者との関係にどのような影響を及ぼしますか？

日本憲法第14条第1項により、信条による差別は禁止されています。雇用者を含む私的な団体および国は、この原則を尊重することが求められます。イスラム教徒が雇用されている日本の一部の職場では、対応が必須ではないにもかかわらず、会社が礼拝堂を用意し、ウドゥ（礼拝前の清めの儀式）のための施設を設置しています。

11. 信教の自由と就業時間にどのような関係がありますか？

信教の自由と就業時間について言及した特定の法律はありません。このような問題は、雇用者と被雇用者との話し合いの結果、決められます。例えば、イスラム教徒が働く一部の会社では、イスラム教徒の社員が就業時間中に礼拝を行うことを許可するかわりに、就業時間が10分から15分延長されています。

12. 宗教的信念に基づいて、職場で宗教的な服装を着用したり、制服の一部の着用を拒否したりできますか？

雇用と宗教的な服装について言及した特定の法律はありません。このような問題は、雇用者と被雇用者との話し合いの結果、決められます。一般的には、（職場の安全上の理由などにより）職場でそのような服装が適切でない場合を除き、雇用者は従業員が宗教的な服装を着用することを許可します

学校における信教の自由

13. 公立学校で宗教の授業が行われることはありますか？

いいえ。憲法は国が宗教的に中立であるべきことを規定しています。憲法第20条第3項には、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と規定されています。「宗教教育」という用語は、一般的には宗教を促進または非難することを目的とした教育を意味すると解釈されます。しかし、宗教の社会的な価値や関連するその他の題目について議論する授業は制限されません。

14. 生徒が学校で宗教教育や宗教的儀式に参加するのは必須ですか？

日本では公立学校において宗教教育は許可されていません。また、公立学校において宗教的儀式は許可されておらず、必須でもありません。私立学校では宗教教育や宗教的儀式に参加することが必須である場合があります。

15. 宗教的信念に基づいて、生徒が学校または予定されている学校の活動を欠席できますか？

学校は生徒の宗教を妥当な範囲で尊重すべきです。エホバの証人の信者である生徒が、必須科目である剣道の履修を拒否したため、公立高校を卒業できなかったとして起こされた訴訟が、最高裁で審理されました。最高裁は、剣道の授業において生徒が自身の宗教的信念とは異なる行動を取る必要があったことを認定しました。また、学校が学生に対して適切な代替措置を検討すべきであったとしました。学校側がこれを怠ったため、生徒への扱いは違法であったと判断されました。

16. 宗教的信念を理由に生徒は学生服を変更できますか？

上記の最高裁の判決を根拠として、学校には生徒の宗教を妥当な範囲で尊重することが一般的に義務付けられます。

軍事と公共サービス

17. 義務的な兵役や公役はありますか？もしある場合、宗教的な理由により免除されることはありますか？

日本には兵役義務や義務的公共サービスの要件は存在しません。

宗教と正義

18. 宗教的信念に基づいて、訴訟手続きの宣誓を控えることはできますか？

日本には宗教的信念に基づいて宣誓を控える権利に言及している特定の法律はありません。背景として、日本では神の名のもとに宣誓を求められることがあります。また、証言を行う前に聖書やその他の聖典に手をのせる必要もありません。

19. 裁判官は宗教的信念に基づいて判決を下すことができますか？

日本憲法第37条には、「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」と規定されています。これは、裁判官が自身の宗教的信念ではなく、客観的な事実と法律に基づいて判決を下すことを示唆しています。憲法76条には「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と規定されています。この条項は、裁判官の判決が自身の宗教的信念ではなく、憲法と法律に拘束されることを示唆しています。憲法98条には「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と規定されています。これは、憲法および国の既存の法律に反する場合、裁判官自身の宗教的信念に基づいた判決を下すことが許されないことを示唆しています。

20. 宗教指導者と秘密裏に交わした会話は保護されますか？

はい。日本の民事訴訟法第197条第2項には、聖職者（および医師や弁護士など）が証言を拒む権利が規定されています。刑事訴訟法第149条にも同様の規定があります。

国際法における信教の自由

各国における信教の自由の保護に加えて、この権利を保護するための様々な国際条約や法的文書も存在します。1948年に、信教の自由と良心の自由に関する権利が世界人権宣言に盛り込まれました。それ以降、国際的なレベルでこの権利を確立して発展させるために、様々な協定や条約が制定されました。

国際法において、どのような保護が受けられますか？

国際条約では、各々の宗教にかかわらず、すべての人は法律の下に平等であると規定されています。また、宗教に基づいて人を差別してはならないと定められています。宗教による差別は人間の尊厳を損ねる行為であり、人権および基本的自由の侵害として非難されます。

これらの国際条約はどのような自由について規定していますか？

- 思想、良心、および宗教の自由。

この自由には、あらゆる事柄に関する思想の自由、信念を持つ自由、宗教や信念に従う自由、個人的な信条の自由が含まれます。宗教や信念を持つ自由、および宗教や信念を選択する自由に対して制限を設けることは認められません。何者も思想を明かすこと、宗教や信念へ忠実であることを強制されることはありません。

- 宗教や信念を変える自由。

すべての人には、自身の宗教または信念から離れて別の宗教や信念を選択する権利や、いかなる信念も持たないままにいる権利があります。個人に対して身体的強制、刑罰、政策、または慣行を用いて特定の宗教または信念への入信、改宗、または堅持を強制することは禁止されています。

- 個人および集団として、公的および私的に自分の宗教や信念を表明および明言する自由。

だれもが、国家や別の宗教共同体から承認を得ることなく、自身の宗教や信念を平和的に表明および明言する権利を享受できます。この権利は、登録されている宗教共同体の会員に限定されません。更に、この権利を享受するために、宗教共同体または団体への登録が強制されることはありません。

- 布教、行事、礼拝および儀式を通じて自身の宗教を表明する自由。

礼拝、儀式、行事、および布教によって宗教または信念を表明する自由には、広い範囲の活動が含まれます。

- 礼拝と儀式には、信念を直接表現する典礼や儀式的な行動、それらの活動に不可欠な様々な慣習（礼拝所の建設、儀式における形式や儀式用具の使用、象徴的な事物の展示、祝日や休日の遵守など）が含まれます。
- 宗教または信念の行事および布教には、宗教団体の基本的な業務を行う上で不可欠な活動が含まれます（例えば、宗教的指導者、祭司、指導者を選ぶ自由、セミナーや宗教学校を設立する自由、宗教書や出版物を用意して配布する自由など）。

- 親や保護者が自身の信念にそった宗教的または道徳的な教育を自分の子供や生徒に受けさせる自由。

子供は親や保護者の望み、宗教的信仰、または信念にそった宗教的教育を受ける権利を享受します。

同様に、子供は、親や保護者の望みとは異なる宗教的な指導を受けることを強制されるべきではありません。子供の利益の最優先という原則にそって、国は学校における宗教的に寛容な環境を奨励し、社会的多元性と宗教的多様性への尊敬を促進するべきです。

これらの自由に制限はありますか？

はい。法律によってある程度の制限はあり、その制限は公共の安全、秩序、衛生、道徳、他者の基本的人権および自由の保護を目的としています。しかし、差別を目的とした制限や、差別的な方法で適用する制限は認められません。

共通点を見い出す

人として、自分が何を信じるかを選択し、表明し、それに従って生きる自由がわたしたちにはあります。一般的に、わたしたちは自身の信教の自由と信念を人生の指針となる原則として大切にしています。わたしたちが自分の宗教や信念を大切に思うように、すべての人の信教の自由と信念の権利を尊重する必要があります。これらの自由の重要性を知った上で、わたしたちはどうやって自身の地域社会において信教の自由の原則を共有すればよいのでしょうか。異なる信念を持つ人とかかわるとき、共通点を見い出す方法はあるのでしょうか。

次のような方法を用いることで、地域社会で共通点を見い出すことができるかもしれません。

情報を得る

自分や他者の宗教的信念を守るには、事前に信教の自由の権利と基本原則について情報を得て、理解することが重要です。このパンフレットには、皆さんの信教の自由の権利やその基本について、関連する情報が含まれています。信教の自由に影響を及ぼす動向がなか、ニュースの視聴などを通して信教の自由に対する変化に注意を払い続けましょう。

すべての声に耳を傾ける

他者の宗教や真摯な信念に耳を傾け、関心を持ちましょう。他者の信条や信念に同意できなくても、その異なる観点を理解し、尊重することに努めましょう。人々の言葉、信念、行動は様々な要因の影響を受けます。自身の立場を説明して堅持するとしても、他者の気持ちへの配慮を忘れず、自身の真摯な宗教的信念に対して気分を害さないで欲しいと相手に頼んでみましょう。

礼節の実践

異なる意見や信念を持ちながら地域社会で暮らすには、何を議論するだけでなく、どのように議論すべきかを知ることが重要です。意見の分かれるテーマについては、争いを引き起こすような発言を控えるべきです。すべての人がお互いに礼節と尊敬を持ちながら、正確で公平に対応することに努める必要があります。自分の立場が優勢でないときも、望ましくない結果を丁重に礼儀正しく受け入れるべきです。ただ、人種、民族、宗教的信仰あるいは不信仰、性的指向の違いに基づく迫害を含めて、いかなる種類の迫害も拒むべきであることを忘れないでください。

寛容の促進

人は違いがあっても平和的に共生できなくてはなりません。平和的に生きるということは、自身の立場を捨て去ることを意味しません。異なる価値観を有する人や、自分たちにとって基本となる教えを受け入れない人とも平和に暮らすことに努める必要があります。自分の周囲の人々に価値観や行動の基準を教えるよう努めることで、自分と異なる人々に対して接触を避けたり、失礼な態度を執ったりしないように促しましょう。

信頼できる関係を築く

異なる意見を持つ人々の間にも地域社会で信頼できる関係を築きましょう。より多くの人を知り、人々が互いの信念を理解できれば、皆にとって有益な形で他者の権利をもっと適切に保護できるようになるはずです。隣人や同胞との共通点に焦点を当てましょう。そして、お互いが助け合う中で、宗教のことや信教の自由の重要性について発言していきましょう。

